

第 8 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成24年9月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成24年9月27日（木曜日）

午前10時5分開議

午前11時52分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 中村博生
 副委員長 守田憲史
 委員 西岡勝成
 委員 鬼海洋一
 委員 早川英明
 委員 岩中伸司
 委員 城下広作
 委員 吉永和世
 委員 森浩二
 委員 早田順一
 委員 山口ゆたか
 委員 高野洋介
 委員 高木健次
 委員 東充美
 委員 磯田毅
 委員 橋口海平

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎淳一

環境局長 山本理
 政策調整審議員兼
 環境政策課課長補佐 久保隆生
 環境局環境立県推進課長 福田充
 環境保全課長 清田明伸
 自然保護課長 小宮康
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 加久伸治
 公共関与推進課長 中島克彦
 企画振興部
 交通政策・情報局審議員兼
 交通政策課課長補佐 小原信
 商工観光労働部
 新産業振興局長 高口義幸
 新産業振興局産業支援課長 奥菌惣幸
 エネルギー政策課長 山下慶一郎
 農林水産部
 生産局長 渡辺弘道
 水産局長 鎌賀泰文
 政策調整審議員兼
 農林水産政策課課長補佐 白石伸一
 生産局農業技術課長 松尾栄喜
 園芸課長 野口法子
 首席審議員兼畜産課長 平山忠一
 農村振興局農地整備課長 大石二郎
 森林局
 首席審議員兼森林整備課長 河合正宏
 林業振興課長 岡部清志
 森林保全課長 本田良三
 水産局水産振興課長 平岡政宏
 漁港漁場整備課長 平尾昭人
 水産研究センター所長 梅崎祐二
 土木部
 総括審議員兼河川港湾局長 上谷昌史
 土木技術管理課長 西田浩
 道路都市局審議員兼

道路整備課課長補佐 松 永 清 文
 審議員兼
 都市計画課課長補佐 益 田 秀 敬
 審議員兼
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一
 下水環境課長 軸 丸 英 顕
 河川港湾局河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 松 永 信 弘
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二
 審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 吉 川 誠 一
 教育委員会事務局
 義務教育課長 緒 方 明 治
 企業局
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信
 審議員兼総務経営課
 荒瀬ダム撤去準備室長 平 田 智 昭
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 飯 田 繁

事務局職員出席者
 政務調査課主幹 福 田 聖 哉
 議事課主幹 浦 田 光 典

午前10時5分開議

○中村博生委員長 おはようございます。大変お待たせをいたしました。

ただいまから、第8回環境対策特別委員会を開催いたします。

なお、本委員会に3名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたしております。

では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきたいので、よろしく願いいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、次に、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、次に、地球温暖化対策

に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件につきまして、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。着席にて説明をさせていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

1の目的は省略をいたしまして、大きな2番目の最近の取り組み状況につきまして、前回委員会報告以降の取り組みを御説明申し上げます。

まず、(1)の住民説明会等の開催状況でございますが、南関町及び和水町の議会全員協議会において、最近の取り組み状況や今後の作業工程等を説明し、続いて建設予定地区であります南関町米田地区の住民代表で組織されます米田区地域振興対策委員会におきまして、地域振興に係る地元要望事業の検討状況や今後の作業工程等を説明し、また、その他の関係地区におきましても、代表者の方に要望内容の確認や現地調査を行いながら、協議を進めているところでございます。

(2)の周辺井戸調査につきましては、これまで建設に反対の立場から調査を拒否されておりました地区から調査の要望が出てまいりましたので、これまで未実施であった世帯について井戸水質等の調査を行いました。

(3)の詳細設計及び本體工事関係につきましては、5月に入札公告を行い、9月5日に技術提案書及び入札書を受理し、今後、専門

家で組織します総合評価技術委員会の審査等を経て、10月中旬に落札者を決定する予定としております。

次のページをお願いいたします。

入札概要につきましては、さきの委員会で御説明をいたしておりますので、省略させていただきます、(3)の今後の取り組みでございます。

振り返りますと、建設地決定以来、地元の皆様から、立地への御不満や安全性に対する御不安から強い反対意見をいただいております。そうした状況の中で、知事みずから地元に出向き、極限まで安全性を追求すること等を訴えるなど、理解をいただくさまざまな取り組みを行ってまいりました。その結果、昨年度、地元の皆様に苦渋の御決断をいただき、受け入れ容認に至ったところでございます。

そういったような経緯を踏まえまして、現在、最終的な環境保全協定書の締結に向けて作業を進めておりますが、特に地域振興策に関しましては、地元の苦渋の思いにお応えするためにも重要な意味を持つものであると考えておりまして、関係町や地元区との協議、整理を行い、現在、関係部局の協力を得ながら検討を進めているところでございます。

今後とも、地元の思いを真摯に受けとめ、誠意を持って取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。

参考資料として、県内の管理型最終処分場の残余容量について、毎年9月の委員会で時点修正して御報告をいたしております。

表(1)の真ん中の最終処分量の欄に記載をしておりますとおり、県内の最終処分量は、各種リサイクル法の施行等により減少してまいりましたが、近年は——そこの19年度から以降でございますが、近年は4万トンから7万トンの範囲で推移をいたしております。

一番下の段でございますが、平成23年度末の残余容量は、民間事業者が処分場を拡張し

たこともあり43.5万立米であり、同年度の最終処分量4.3万トンで単純に計算をいたしますと、残余年数は約10年となっております。この数字については、また後ほど御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

民間事業者の拡張計画でございます。

表2に記載のとおり、九州産廃は、39万立米の設置許可を受け、うち27.4万立米は供用開始しておりますが、菊池市と同社の協定で、平成26年度末で最終処分場の受け入れを終了することとなっております。

また、もう一つのオー・エス収集センターは、第1期分の46.6万立米の設置許可を受け、うち20.4万立米を供用開始しております。

なお、表3に記載のとおり、第2期分として104.9万立米の計画がございますが、この計画につきましては、アセス手続は終了いたしておりますが、その後の具体の動きは見えていない状況でございます。

先ほどの残余年数の話に戻りますが、こうした民間処分場の拡張によりまして、容量は当面ある程度確保できている感がございますが、一方で、先ほど申し上げましたように、事業者の受け入れ終了で容量が一気に減少しますとともに、1社体制となること、また、廃棄物の受け入れ品目を制限している例もあること、それから、処分場は、供用開始まで、あるいは供用開始後も、さまざまな不確定要素や不測の事態が発生する可能性があることなど、産業廃棄物の長期的、安定的な処理体制を確保していくという点では、必ずしも十分な状況にあるとは言えません。

このような状況を踏まえまして、公共関与による最終処分場の整備に取り組んでおり、今後、落札結果等を見ながら有利な資金調達方法等を検討し、さらに内容を精査し、最終的な収支計画等を策定していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、2番目の議題であります有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。お許しいただければ、着座で説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

7ページは、平成16年2月に、当時の有明海・八代海再生特別委員会からいただきました提言、その提言項目に関しまして、県として取り組んでいる施策を7ページ、8ページにまとめております。

前回の委員会で概要を御説明いたしました、その後の取り組み状況等につきまして、黒丸をつけております主要な項目、12項目ございます。これにつきまして、各担当課から順次御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課でございます。着座のまま説明をさせていただきます。

資料9ページをお開き願います。

生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理についてです。

2の24年度の取り組みのうち、最下段の②、取り組み状況等の欄をごらんください。

先月31日、国から、平成23年度末の下水道や浄化槽など生活排水処理施設の整備水準を示す汚水処理人口普及率のデータが公表されました。本県の数値は1.0%上昇し、81.0%になりました。全国平均よりはまだ低いものの、その差は着実に縮まっております。

また、この発表に合わせ、本県独自の取り組みとして、実際に生活排水を適正処理して

いる割合を把握するため、生活排水処理施設の整備人口から、まだ下水道等に接続していない人口と法定検査を受検していない浄化槽使用者等を除いた人口を総人口で割って求める新たな指標、汚水適正処理率の試算を行いました。

その結果、72.3%にとどまっていることがわかりました。2つの指標の間に8.7%の差があることは、整備済み施設のうち、まだ活用されていないものが県民全体の8.7%に相当する約15万8,000人分もあることを示しております。

このことから、今後は地域特性に応じた生活排水処理施設整備に努めるとともに、整備した施設がその機能を早期に発揮できるよう、県民の皆様に御理解をいただきながら、下水道等への接続や浄化槽の適正管理の取り組みを積極的に推進してまいります。

このため、本年度も、既に実施された熊本市の環境フェアを初め、県内5カ所のイベントに参加し、県民の皆様に取組んでいただきたい生活排水対策についてPR活動を行ってまいりますこととしております。

下水環境課は以上です。

○福田環境立県推進課長 着座で失礼いたします。

10ページをお願いいたします。

普及啓発活動の展開についてでございます。

一番下の2の②の欄をお願いいたします。

(1)でございますが、本年度は、くまもと・みんなの川と海づくりデーといたしまして、8月26日に、長洲町をメイン会場といたしまして、400人の参加者により清掃活動を実施いたしました。当日は、10市町村で約6,700人、その他の市町村におきましても、7月から8月に日程を設定し、全体で約4万5000人の参加者により実施したところでございます。

(2)でございますが、市民団体、大学などの取り組み事例発表を行います有明海・八代海再生協働発表会を、平成25年2月に八代市で開催するよう準備を進めております。

(3)でございますが、県職員が小中学校に出向きまして環境活動の大切さを教える有明海・八代海再生のための出前講座を、これまで17小学校と1中学校で実施いたしました。今後も、さらに3つの小学校で実施する予定としております。

(4)でございますが、地域の人たちが身近な川の環境を調査いたしまして環境保全意識を高めるみんなの川の環境調査の取り組みを行っております。10月までに県下各地で983人の参加を予定しております。

こうした取り組みによりまして、川と海の環境の大切さの理解を深め、県民の自主的、主体的取り組みを促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。座って御説明させていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

農薬・化学肥料の使用総量の削減でございますけれども、環境に配慮した農業への取り組みを、くまもとグリーン農業として展開しまして、農薬や化学肥料の削減に取り組んでおります。特に、23年度からは、県民を挙げた取り組みへと力を入れているところでございます。

24年度の取り組み状況でございますが、一番下の枠の中のとおりでございます。まず、5月24日に、26団体からなります推進本部会議を開催いたしまして、本年度の取り組み計画等を決定いたしております。

また、グリーン農業に取り組む生産者の生産宣言、それから消費者・企業等の応援宣言が8月末で6,649件となりまして、昨年度末より約2,700件程度増加いたしております。

さらに、3つ目でございますが、11月1日には、理解促進に向けました第2回の県民大会を開催予定でございますし、そのほか、環境に優しい農業技術の実証展示、それから環境保全型農業直接支払事業等につきましても、取り組みを推進しております。

農業技術課は以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課の平岡でございます。座って説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

養殖場対策としての漁場改善計画に関する施策でございます。

1、施策の概要等の①の提言の実現に向けた取り組み概要をごらんください。

魚類養殖では、環境への負荷が少ない餌への転換や収容密度の削減等を促進するための漁場改善計画を漁協が策定しておりまして、それが着実に実施されるよう指導を行うものです。

ノリ養殖につきましても同様に、漁協が漁場改善計画を策定しておりまして、その実施についての指導、助言や漁場改善に向けた取り組みの検討を行うものでございます。

平成24年度の取り組みの①の取り組み予定ですが、引き続き指導を行いますとともに、(2)ですが、昨年度から始まりました資源管理・漁業所得補償対策を活用する上で必要な漁場改善計画に収容尾数の上限を明記するなど、さらなる環境改善に向け指導を行うこととしております。

②の取り組み状況ですが、魚類養殖も、ノリ養殖も、すべての漁場で漁場改善計画が策定されておりまして、(2)の魚類養殖におきましては、底質調査の結果に基づき、適正養殖に関する指導を行っております。

また、(3)のノリ養殖では、酸処理剤の適正使用等に関する指導、助言や漁場環境調査結果に基づく情報提供等を行っております。

さらに、(4)のクルマエビ養殖につきまし

ては、今年度から資源管理・漁業所得補償対策の対象となったことから、漁場改善計画の策定について指導を行い、3漁協10経営体で計画を策定しております。

水産振興課は以上でございます。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。着座のまま失礼いたします。

23ページをお願いいたします。

提言項目は、干潟や海底等の保全・改善に係る干潟等の漁場環境改善のための事業の充実で、施策といたしましては、干潟の耕うん、作濬、藻場造成等の事業の実施でございます。

本年度の取り組み状況につきましては、2、平成24年度の取り組みの①取り組み予定に基づき、②取り組み状況等欄に記載しておりますが、県営覆砂では、荒尾市から宇土市地先における6地区において、合計54ヘクタールを現在造成中であり、八代市地先の4ヘクタールについては造成を完了しております。

藻場につきましては、天草市新和町地先における7.2ヘクタールの造成及び五和町から苓北町地先の造成のための測量を実施する予定としております。

耕うんにつきましては、荒尾市沖及び宇土市沖の2カ所において、水深20メートル程度の海底4平方キロメートルの耕うんを実施し、耕うん前後の生物量や底質の変化を調査中であり、引き続き生息環境の改善状況に関する調査を行ってまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

24ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

採取縮小への対応を早急を実施するようにとの議会の御提言を踏まえて、平成20年1月

に熊本県海砂利採取削減計画を策定しております。この計画は、海域環境の保全に向けた予防的な措置といたしまして、5カ年の段階的な採取縮小を行うものでございます。

24年度の取り組みに記載しておりますけれども、今年度が海砂利採取削減計画の最終年度となりますので、来年度以降の海砂利採取のあり方につきまして、関係部局で連携し、検討を進めております。

有八特措法の目的であります海域環境の保全、改善、漁業の振興、議会の御提言を踏まえまして、しっかりと検討を進めてまいります。

以上でございます。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。着座で失礼いたします。

海砂利採取への対応のうち、法令の遵守、指導でございます。

25ページをお願いいたします。

24年度の取り組みのうち、まず再発防止策でございます。

毎月の実績報告時に、採取時の写真を提出させ確認を行うとともに、歩どまり調査、水深調査、漁業取締船による監視を実施しております。

今後、計画的に立入調査、陸上監視を実施し、砂利採取法及び県海砂利採取削減計画の遵守を徹底するよう指導を行ってまいります。

なお、超過採取業者につきましては、特別監視を行っているところでございます。

2の24年度の許認可でございますけれども、現在、有明海につきまして3万立米、八代海について4万2,837立米を許認可しているところでございます。

なお、有明海につきましては、超過採取業者でございますしまして、許認可に至った経緯及び3番でございますけれども、過料及び不当利得返還金につきましては、河川課のほうから

説明いたします。

○林河川課長 河川課でございます。着座のうへ御説明させていただきます。

資料の26ページをお願いいたします。A3判の折り込み資料になります。

有明海の海砂利採取の許認可への対応について御説明いたします。

大きく3つの内容で構成しております。

まず、一番上が、これまでの経緯を簡潔にまとめております。中ほどが許認可における資格などの要件適合性についての判断結果、一番下に許認可後の県の対応をまとめております。

まず、一番上の経緯をごらんください。

超過採取業者に対しましては、平成22年7月に2つの行政処分を行っております。

1つは、左側の砂利採取業の登録取り消し処分、もう一つが右側の過料及び不当利得返還金の一括請求になります。

左の業の登録取り消しにつきましては、ことし、平成24年7月21日に、2年間のペナルティー期間が終了しております。現在は、業の再登録が行われております。

なお、この間2回、別会社から採取申請がございましたが、県としては、超過採取業者のペナルティー期間内であったことなどから、採取は認めておりません。

次に、右の過料及び不当利得返還金につきましては、分納の申し出がありましたので、県としては、まず分納協議に応じる条件ということで、ごらんの①から④まで4つの条件を課しました。

1つは、全額納付の意思表示をすること、そのあかしとして連帯保証を求めました。また、現時点でできる限りの過料を納付することなどを条件といたしました。並行して、国税徴収法に基づく財産調査と立入調査を実施いたしました。取引先の金融機関等の調査、また、決算関係書類の全開示を受け、会社及

び保証人の財産調査などをしっかり行った上で、一括納付が困難なことを確認し、7月30日付で地方自治法に基づく分納計画の承認を行いました。

なお、今回の分納計画の承認は、あくまで平成24年度分に限り認めたものであります。これは、次年度以降は超過採取業者の納付実績や再発防止策の履行状況を見きわめるということと、全体を承認しますと将来の採取許可に担保を与えかねず、また、次期削減計画が拘束されることのないよう配慮したものであります。次年度以降につきましては、履行状況などをしっかり確認しながら判断してまいります。

以上のことから申請の要件が整い、許認可申請が提出されております。

次に、中ほどになります。この申請に対する資格、許認可要件の適合についての判断になります。

真ん中の表にありますように、3つ要件がございます。

1つ目は、1段目の削減計画の採取枠になります。

これまで、22年度と23年度分につきましては、違法採取により採取枠がとり尽くされておりましたが、24年度分については、削減計画上、3万立米の採取枠がございます。

2段目の業の登録につきましては、現時点では取り消し処分が終了、登録要件を満たすことから、再登録を行っております。なお、別会社につきましては、廃止届が提出されました。

3段目の滞納につきましては、現時点の欄にございますが、計画分納の承認により滞納状態が解消されております。

なお、分納要件の判断といたしましては、後ほど御説明いたします許認可条件も含め、県が提示した条件すべてを超過採取業者が承諾いたしました。このため、地方自治法の分納要件である一括納付が困難かつ誠意を有す

ると判断したものでございます。

以上、今回の許認可処分は関係法令の要件が整ったことから許認可したものであります。

なお、表の下に許認可に当たり付した条件を記載しております。超過採取業者に対し、厳しい姿勢で臨む県の方針には変更はございません。

①から④の4つの厳しい条件を文書で付しております。

①の取り消し条件は、違法採取や毎月の支払いに滞納が生じた場合、許認可を取り消すことを明記いたしました。

②は、過料等の最大限の納付を履行させるために、各年度の分納計画の協議、決算前には剰余金の優先納付の協議を義務づけました。

③は、再発防止策の確実な履行と履行状況の報告を義務づけました。

また、④立入調査などへの全面的協力として、注文から採取、引き渡しの日時、引き渡し船名の提示を含む操業計画書の事前提出、決算関係書類の全開示も条件として義務づけしております。

最後に、許認可後の対応でございます。

県としても、特別監視体制をしき、監視カメラやGPSによる機械監視と乗船による抜き打ち調査、販売先の裏づけ調査などの人的監視を組み合わせ、再発防止に万全を期すことにしております。

万一、違法採取や支払い遅延など条件違反があれば、その時点で即時許認可の取り消し処分を行ってまいります。さらに、取り消し処分の永久措置を講じてまいります。

県としては、今後も、超過採取業者に対し、厳しい姿勢で臨んでまいります。

以上です。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございますが、一番下の欄、②の取り組み状況欄のうち、(3)と(4)でございます。

本年の7月3日に、荒尾干潟がラムサール条約湿地に登録され、県内で初めて国際的に重要な湿地として認められました。この湿地登録を記念しまして、8月26日に、荒尾市などと協力いたしまして、荒尾干潟を題材としたシンポジウムを開催しております。

シンポジウムでは、県内外から多くの方々に御参加いただきまして、荒尾干潟が人の生活や希少な水鳥の生息を支えていることなどが確認され、荒尾干潟の重要性について再認識されたところであります。

今後とも、その重要性について広く周知してまいりたいと考えております。

自然保護課は以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

32ページをお願いいたします。

栽培漁業及び資源管理型漁業の推進としての資源回復計画策定などの検討という施策でございます。

施策の概要等の①の提言の実現に向けた取り組み概要ですが、平成23年度から資源管理・漁業所得補償対策が導入されたことに伴いまして、それまで取り組んできました資源回復計画制度が平成23年度末で終了したことで、資源回復計画の内容を盛り込んで策定した熊本県資源管理指針に基づき、資源管理型漁業を推進していくというものでございます。

なお、県海域を超えて広域に分布するガザミやトラフグにつきましては、引き続き国が中心となり資源管理に取り組むものでございます。

平成24年度の取り組みについてですが、資源管理指針に基づく資源管理型漁業の推進に

資源管理計画の作成指導を通じて取り組むこととしており、②の取り組み状況等に、資源管理計画の作成を終えたもの、または作成指導中の地区、漁業種類、経営体を記述しております。

水産振興課は以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

40ページをお願いいたします。

40ページは、連携強化のため、国へのリーダーシップの発揮や情報共有化のためのネットワークの構築等の働きかけについてでございます。

一番下の②の取り組み状況欄をお願いいたします。

(3)でございますけれども、昨年8月、有明海・八代海等総合調査評価委員会が6月19日に約4年ぶりに再開されました。これまでの各省庁における再生に向けた取り組みなどが議論されておりまして、(4)に記載しておりますが、この委員会の中に、生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会と海域再生対策検討作業小委員会の2つの小委員会が設置されました。

今後、これらの小委員会におきまして、有明海、八代海の再生実現に向けた検討が進められる予定でございます。

以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

44ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査の実施についてでございます。

施策の概要等の(1)でございますが、平成20年6月の佐賀地裁判決で5年間の開門命令が出され、国が控訴する際に、当時の農林水産大臣が、開門調査のためのアセスメントを

行い、開門調査も含めた今後の方策を関係者の同意を得ながら進めていきたいと談話を発表しております。県は、これに基づきまして、国が実施する環境アセスメントのそれぞれの段階において知事の意見を提出することとなっております。

県といたしましては、有明海の環境変化の原因究明のために諫早湾干拓事業の開門調査が必要との立場で、②の課題のところに記述しておりますように、県内の漁業者の中には開門による漁業への悪影響を懸念する声もあるということ踏まえまして、環境アセスメントを早急に実施するよう国に対して働きかけを行ってまいりました。

(4)でございますが、平成22年12月8日に福岡高裁で佐賀地裁判決が支持され、菅首相が上告しない方針を表明し、判決が確定しております。

次に、平成24年度の取り組みの②の取り組み状況ですが、平成23年10月に、国が公表した準備書に対し、関係市町や学識者の意見も聞きながら、5月11日付で、ア) からウ) に示した知事意見を提出しております。

ア) は、いずれの開門方法で実施する場合でも、でき得る限りの保全対策を講じ、突発的かつ不測の事態に迅速に対応できるよう準備すること、イ) 開門調査に当たっては、その評価を含めて万全な調査体制を整備すること、ウ) 開門調査により本県水産業へ被害が発生するなどの事態については、補償も含めた対応策を講じることです。

その後、平成24年8月21日に、九州農政局から環境影響評価書が公表され、これはおおむね知事意見に対応した内容となっておりますが、ウ)の開門調査による被害発生の際の補償に関しては明記されていないので、今後も国に対して対応策を講じるよう求めています。

今後の予定といたしましては、農林水産大臣が90日以内に環境大臣の意見を踏まえて九

州農政局に意見を提出し、その後公告を行い、1カ月間の縦覧後に手続が完了します。新聞によりますと、9月25日に環境大臣が農林水産大臣に意見書をまとめて提出したということでございます。

今後、開門調査に係る対策等のための工事等が実施され、開門調査が行われる予定となっております。

水産振興課は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、地球温暖化対策に関する件につきまして、地球温暖化対策に関する提言への対応についての説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

46ページをお願いいたします。

平成21年3月に環境対策特別委員会からいただきました温暖化対策に関する提言4項目につきまして、現在の取り組み状況を各担当課から順次御説明させていただきます。

まず、引き続き、環境立県推進課から御説明いたします。

47ページをお願いいたします。

事業活動の取り組みの推進についてでございます。

1の提言の概要、2の平成24年度の取り組みのうちの①取り組み予定につきましては、さきの委員会で御説明をし、変更しておりませんので、説明を省略させていただきます。48ページの②取り組み状況等の主なものを御説明いたします。

以下、各提言項目についても同様に説明させていただきます。

それでは、48ページでございますが、まず、(ア)は、条例に基づきます計画書制度の運用状況でございます。

①②③に、条例に基づきます3つの計画書制度、それぞれの実施状況を記載しておりま

す。3つの計画書とも提出件数が増加しております。事業所の御理解が進んでいるものと考えております。

①の事業活動温暖化対策計画書制度では、参考・H22年度実績という欄に記載しておりますが、冷暖房の温度設定などの電気機器の運用改善、LED照明への更新などの取り組みが行われております。

二酸化炭素排出量につきましては、平成21年度比でとらえますと、3.7%増加という報告がなされております。これは国全体の傾向と同じでございます。リーマンショック後の景気回復期において事業生産活動が高まったことが要因であると考えられます。しかしながら、事業者が定めます基準年度比で見ますと、2%減少という結果になっております。

そのほかの個別の説明は省略させていただきますが、制度全般にわたって着実に事業者の方々の取り組みが促進されていると考えております。

次に、49ページをお願いいたします。

(イ)の事業者への情報提供、支援についてでございます。

この夏は、電力不足が懸念された夏でございました。このため、節電を含めました温暖化対策の情報提供、周知啓発に努めました。

(a)の熊本県ストップ温暖化会員305団体への呼びかけ、(b)(c)に記載しておりますような事業者向けセミナーや研修会による情報提供、啓発を実施しております。

また、(d)のライトダウンは、昨年度よりも1回ふやしまして、7回実施いたしました。延べ3,295施設の参加を得まして、約2万世帯分の消費電力の節電があったものと試算しております。

また、(e)に記載しておりますように、節電のアイデア募集を行いまして、他の節電情報とともに県ホームページで紹介をいたしました。

(f)の国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用いたしまして、市町村などの防災拠点や避難施設への太陽光発電設備、蓄電池等の導入促進、(g)では、中小企業向け省エネルギー設備モデル導入補助金によりまして、中小企業におけるLEDやスマートメーターなどの省エネ設備導入促進の支援を行っております。

事業活動における取り組みの推進については、以上でございます。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。着席のまま説明させていただきます。

資料の52ページをごらんください。

公共交通機関の利用促進に係る提言についてでございますが、(1)ノーマイカー通勤運動の強化等について御説明します。

(ア)公共交通機関利用促進のためのモビリティ・マネジメントの推進につきましては、(a)でございますが、子供たちが地域の公共交通機関の利用を体験することにより、一人一人の行動に結びつく環境活動への取り組みを推進し、公共交通機関の利用促進につなげるため、公共交通機関を利用した県内小学校の校外学習等への補助を実施しております。

(エ)電気自動車等の普及促進につきましては、(a)でございますが、普通充電器の設置について、一般からの公募や各地域振興局からの推薦等を受け、設置候補地18カ所を選定し、8月に設計委託を行いました。なお、今年度末には、累計で急速充電器7台程度、普通充電器51台程度が整備される予定となっております。

次に、(3)乗り継ぎの円滑化について御説明します。

(ア)利用促進に向けた取り組みでございます。

53ページをお願いします。

(b)周知・広報といたしまして、9月22日

に、交通センターで開催されましたバス・電車フェスタにおいて、広報活動を実施しております。また、データ放送での情報提供も行っているところでございます。

今後は、県政広報ラジオ番組での広報、特定規模事業者への利用促進の働きかけ、駐車場を運営している事業者への利便性向上に向けた働きかけを行う予定でございます。

(イ)普及促進に向けた取り組み、パーク・アンド・ライドの実施箇所の拡大でございます。

(a)JR宇土駅駐車場では、現在20台で暫定的に運用されておりますが、本年10月には整備が完了し、30台での運用が開始されると聞いております。

(b)パーク・アンド・ライド駐車場の状況でございます。

昨年同期8月末の時点で比較しますと、駐車可能台数で16台、契約台数で47台、稼働率で7ポイントの増加となっております。

(ウ)JR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行についてですが、4月から8月まで前年度の1日平均利用者数116人をすべての月で上回っており、順調に利用者がふえております。

当課からは以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

55ページをお願いいたします。

家庭におきます取り組みの強化でございます。

(1)のライフスタイルの転換に向けた啓発といたしましては、事業者向けと同様に、ことしは節電、省エネ対策について力を入れてまいりました。

事業活動における取り組み推進と重複する部分については、説明を省略させていただきます。太字の部分につきまして御説明いたします。

(d)のグリーンカーテンの普及につきましては、県庁を初め、30の県施設で設置を行いました。また、広く県民の皆様への普及を目的といたしまして、県庁グリーンカーテンの植えつけイベントですとか、(f)に記載しておりますイベントなどで苗の配布を行いましたり、県庁グリーンカーテンの生育の様子をホームページに掲載するなどして、普及啓発に努めました。

(f)のイベントにつきましては、国や熊本市、九州電力と連携し、イベントの実施、チラシの作成、節電の街頭キャンペーンなどを行いました。来週末には、県主催の総ぐるみくまもと環境フェアをグランメッセで開催いたします。

55ページの一番下でございますけれども、国や九州電力の呼びかけに加えまして、県としてもさまざまな機会を通じて節電を呼びかけました。県民の皆様が主体的に取り組んでいただいた結果、ことしの夏の目標でございます最大需要電力平成22年度比10%削減が達成されたところでございます。

56ページをお願いいたします。

(2)の(ア)でございます。

中小企業向け補助と同様に、家庭におけるLEDやスマートメーターの省エネ設備導入の支援を行っているところでございます。

家庭における取り組み強化につきましては、以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。着座のまま失礼いたします。

58ページをお願いいたします。

森林吸収源対策の推進の②取り組み状況等でございます。

(2)企業等の森づくりの促進といたしまして、県立図書館や当課で実施している森づくりイベントにおきまして、一般の方々を対象としたパネル展示やパンフレットの配布を行い、普及啓発に取り組みました。

また、熊本県地球温暖化の防止に関する条例による温室ガス排出量削減目標を達成する補完的手段として認められている森づくり活動による森林吸収量の認証につきまして、県内で活動されている14の企業、団体に対し、8月に認証書を交付いたしました。

また、県有林で取り組んでまいりました森林吸収に係るオフセット・クレジットにつきましては、平成23年6月に認証を受け、10月から販売を開始いたしました。販売可能量は2,246二酸化炭素トンとなっております。なお、これまでに43トンのクレジットを販売することができました。

森林整備課関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 次に、報告事項でありますけれども、関連がありますので、熊本県総合エネルギー計画の策定についての説明をお願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課山下です。着座にて説明させていただきます。

熊本県総合エネルギー計画案の概要について御説明させていただきます。

熊本県エネルギー計画につきましては、今定例県議会の提案に向けまして、6月の当委員会において概要を御報告させていただいたところでございます。

提案の内容につきましては、6月の内容から余り変わっておりませんことから、変更のあった部分について御説明をさせていただきたいと存じます。

資料のほうは、別添のA3判資料をごらんください。変更しておりますのは2点でございます。

資料1枚目の左上、策定の背景・必要性の2つ目の丸の部分と、右下の数値目標の設定の枠囲み、全体目標についてでございます。

A3資料の後ろにとじてありますA4資料をごらんいただけますでしょうか。変更点としてまとめております。

1つ目は、去る9月14日に、革新的エネルギー・環境戦略が策定されましたことから、最近の国の動きとしまして時点修正を行っております。

次に、数値目標の設定につきまして「家庭の電力消費量相当量くらいは、新エネの導入促進と省エネの取り組み強化で賄えるように県民総ぐるみで頑張る」としておりましたが、その方向性のもと、家庭の電力消費量相当量を精査いたしまして、原油換算で100万キロリットルと明確化し、県民総ぐるみで頑張る全体共通目標として設定をしております。

以上が前回御報告との変更点でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与に関する件について質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○山口ゆたか委員 2ページの周辺井戸の調査についてお尋ねします。

未実施であった地区、今回9月に井戸の水質調査を実施されたということですが、これで未実施だったところはすべてこの水質の調査を終わったと理解してよろしいんですか。

○中島公共関与推進課長 お答え申し上げます。

100%ではございません。一応希望される方のみを——やっぱり依然として反対の方もいらっしゃると思いますので、希望者のみをやっておりますけれども、地区によっては100%の

地区、それから80%の地区とございますけれども、希望される方々の中ではおおむね100%を達成いたしております。

○山口ゆたか委員 今まで、皆さんも積極的に地域に入られて御同意いただくように努力されておりますけれども、未実施のところも引き続き努力いただきますよう要望しておきます。

以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか——ないようですので、次に入ります。

次は、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑に入りたいと思います。何かありませんか。

○鬼海洋一委員 ちょっと委員長にお願いしたいんですが、2～3とりあえず確認したいことがありますので、その点少し時間をいただきたいと思います。

海砂採取の件です。

これは、せんだって熊日新聞で記載されておりましたけれども、この海砂利採取に関する要望書、特に覆砂用の要望書が漁連から出たというぐあいに拝見をいたしましたけれども、まず、その内容がどういうものであるかというのをお教えいただきたいと思います。

○平岡水産振興課長 最近のアサリの資源の減少に伴いまして、覆砂事業が非常に重要だということで、削減計画の中で特例となっている覆砂の枠の拡大をお願いしたいというような、そういった要望でございました。

○鬼海洋一委員 そうすると、覆砂用の砂については、県内砂をとってほしいという要望でしょうか。

○平岡水産振興課長 県内産の砂が非常に効果があるということで、県内産の砂をとってほしいということでございます。

○鬼海洋一委員 それで、6月議会で、この問題については本会議の中での一般質問が行われました。そして、その中では、環境生活部長がお答えをいただいています。そして、その内容については、この特別委員会の中でも審議されたわけですが、その際、きょうお見えの西岡委員のほうからは、その答弁の内容について毅然たる態度でよく答弁をしたと。これは、環境生活部長のみならず、農林水産部長も含めて、そういうお話もいただいたわけですが、そのときの気持ち、答弁の内容、それと、わずか、6、7、8、9、3カ月しかたっていない状況でありますけれども、その答弁の内容について、環境生活部長、この間、そのとおりに心変わりはありませんか。

○谷崎環境生活部長 今、鬼海委員のほうからお話がありまして、答弁の内容につきまして、それからの心変わりはないかというお話でございしますが、私どものほうの部としましては、これは県としてですが、有明海、八代海、非常に極めて閉鎖的な海域でございします。そこにおける海域環境の保全をしていくという思いについては、これはもう変わっておりません。

そういう中で、先ほどの要望書の部分につきましても、今後、海域環境の保全と、それと、一方では特措法に入っております。一方での水産振興ということのこの兼ね合いをどうしていくかということは、非常に悩んでおりますけれども、少なくとも海砂利採取そのものが海域環境への影響を及ぼすものであるということは、もう我々としては考え方は変わっていませんので、その予防的な措置として、これまで海砂利についての削減計画を

続けてまいりましたけれども、今後とも、このような計画が必要ではないかという認識には至っておりまして、現在、その作業を行っているというところでございます。

○鬼海洋一委員 それで、今回、天祐海運の新たな——今年度という限定はありますけれども、採取の許可というか、これをなさいました。実は、この点についても、今申し上げました一般質問の延長の中でも、6月、この特別委員会で議論をされました。

その中で、実は奥菌課長のほうからは、平成22年度に不許可した法人から再び採取申請がありましたけれども、県といたしましては、違法採取業者と同一会社、つまりダミーという議論があった、そういうものもありましたけれども、今回の申請についても5月14日付で認めないということにいたしましたということで、この委員会の中で、そういう御発言をいただいているわけです。この委員会のそのときの資料を取り寄せましたから間違いのないものだというふうに思っています。

ところが、同じこの天祐海運から出されたものを、ある日突然、我々は寝耳に水といったほうが良いというふうに思うんですが、許可をされまして、そして今、林課長のほうから御説明になったような状況のもとで、この許可がなされているわけですね。

私は、今、その林課長のほうからお話がありましたけれども、例えば、法的なものとして、再登録といいますか、そういうことについては、それは一定の説得力はあるというふうに思うんですが、それを再登録されたものを、改めてその事業をそこに受注するという行為については、先ほどの6月議会の奥菌課長の答弁からして、これはちょっといかがなものかというふうに思っているんですね。

しかも、我々は随分議論してまいりましたのは、1度目の不法採取にもかかわらず、2度にわたって、しかも極めて悪質な大量の不

法採取をしてきたという事実のもとで取り消しをして、一定のペナルティーを課して今日に至っているわけでありまして、そうすると、新たな登録に対しては、法的なものがあるとすれば、百歩譲って認めるという思いであっても、しかし、その業者に必ずしもそこでまた受注しなきゃならぬというものは法律的には何もないわけですから、その意味では、県民感情からいたしますと、極めて大きなギャップが、今回取り扱われた内容についてはギャップがあるのではないかというふうに思っておりますし、これまで、先ほど部長のほうからもお答えをいただきましたけれども、そもそもこの採取計画になぜ取り組んできたのかというような我々のかたい決意のもとにやっているこの事業計画からすれば、極めて大きなそごがそこにあるのではないかというふうに思っておりますけれども、その辺の整合性についてお答えいただきたいと思っております。

○奥菌産業支援課長 6月議会で、5月に天祐海運から出されました申請につきまして不認可といたしましたという御報告をしたところでございます。これは26ページの資料でまいりますと、まず、経緯の中で、採取業者の取り消し処分、その下に、22年7月に1回やりましたところで1回不認可としております。

2回目のところでございます。このときの不認可をしました理由、これにつきましては、再度になりますけれども、中段の項目、これに基づいて不認可としております。この場合、5月の段階では、その中段で申しますと、海砂利採取計画の採取枠、これにつきましては、24年度は3万ございますので、これについてはマルになってしまったわけでございます。

しかしながら、中段の砂利採取業の登録という観点からいうと、まだ2年のペナルティ

一の範囲内でございましたので、私どもとしては、それはダミー会社の天祐海運という名義で来た申請ではなかったわけでございますけれども、それと同等ということで、これは明らかにバツであるというようなことで判断をいたしましたということでございます。

さらに、最後の土砂採取料の滞納につきましても、過料、不当利得返還金が滞納状態であるということをもちまして、それを理由といたしまして不認可とさせていただいたということでございます。

この議案につきましては、22年度7月のときには裁判にもなっておるところでございます。したがって、こういう状況、判断基準を整理いたしまして、裁判にも負けないというようなことを確認しながら、今私どもは、その不認可をするかということで判断しているところでございます。

今回も、3カ月、4カ月の短い間に変わったじゃないかという御指摘でございましたけれども、大きく変わりましたのは、ここにも書いてございますように、ペナルティー期間というのが終わっております。したがって、中段の表で申しますと、マル、バツ、バツが、マル、マル、バツというような状況に変化をしたということでございます。

最後のバツにつきましても、ここは河川課の所管ではございますけれども、まだ分納一申請が出てくる前に、一応分納の申し出があったということでございます。その分納の申し出を、じゃあ一括返済しないとだめですよと、そこで拒否するかというようなお話でございます。

そういうことで、もし拒否をして、その拒否をしたことを理由に、最終的には、あなた、その滞納があったから、それを理由に不認可とすると、そういうことは多少無理があるというような判断があったということでと思われましても、そういうことで肅々と法に照らしまして作業をしてきた結果、こう

ということになったというように私としては理解をしておるところでございます。決してその姿勢が変わったということではございません。済みません。

○鬼海洋一委員 何か聞く私にとっては、詭弁を弄されているのではないかという思いを、まずいたします。というのが、もともとここは、1回、2回、その2回については極めて悪質だったという。我々委員の中でも、相当の怒りの中で、この処分が課されましたし、そして、その処分に基づき、いわゆるペナルティーが課されてきたわけです。これが、一つの期間が過ぎたから、じゃあその事業を認可していいかというぐあいに考えてみると、しかし、それは、これまで義務あるいは責任というものを100%果たしてきている状況であれば、また少し議論も違うんだらうというふうに思いますけれども、滞納があるから、県として、滞納をとるためには、多少それを生かして滞納を取り損なわないようにしなきゃいかぬというような、そういう意図があるんじゃないかと。そういう思いの中で、それでいいのかどうかという。これはまさに県民感情、県民の常識とのギャップというのがあるんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺についてはいかがですか。

○林河川課長 ただいま、鬼海委員のほうから、未収金の回収のためとしか見えないみたいな御趣旨の御発言がございましたけれども、今回の県議会に当たりましては、3点、今奥菌課長のほうからも御説明がありましたけれども、砂利採取業の登録取り消し期間、これが終了したということが1点、それから地方自治法に定めております分納要件、これを満たすと判断されたことが2点、それと削減計画の採取枠があると、この3点、いわゆる関係法令の要件が整ったことから許認可し

たということでございます。

一方で、違法採取を行った業者に対しまして、過料ですとか、不当利得返還金、これの全額納付を厳しく履行させるということは、これは処分を行った県の責務でもあるというふうに考えております。時間をかけてでも、どこまでも追いかけて全額納付を求める姿勢と、こういうものを示すことは、ほかの業者への抑止力にもなるというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 この件については、今私の意見を申し上げました。あとまた委員の方々もあると思いますから、この件についてはこれで終わるというふうに思いますが、先ほど、第1点の漁連のほうからのこの覆砂用の砂については、県内産を採取してほしいという要望があったというふうにお聞きいたしました。

それから、6月議会のあの一般質問の中でもちょっと気になる点がありましたのは、この削減計画は、多くの漁業者と県内関係者の生活がかかっているということ、よもやお忘れになっているのではないでしょうねと、こういうくだりがあります。というのは、こういう状況を少し私なりに判断をいたしますと、その漁業者の皆さん方が、すべてではないというふうに思うんですが、この海砂利の削減計画について余りよく思っておられないのかなというふうに考えざるを得ない。

しかし、これは私たちが長年取り組んできて、この委員会の中でも、提言書を出したり、国に対する要望、特に有八の法律をつくるという意味でも相当な取り組みを行ってまいりました。その中で、主要な取り組みの一つとして、この海砂利については環境負荷に極めて大きな影響があるということから、せんだっての答弁の中でも部長自身言われました。予防的措置としてやらざるを得ないと

というような判断で、この削減計画は始まったわけです。

漁業者の漁場の改善を求める、そのための非常に大きな柱として取り組んでいる課題がありますが、そういう私どもの思いと漁業者との間で、少し思いのギャップ、誤差があるのではないかというふうに思っておりますが、そういう陳情があったときには、そういう思いについても御説明いただいたのかどうかということについて、ちょっと御質問申し上げたいと思います。

○鎌賀水産局長 水産局の鎌賀でございます。

要望がありましたのは、有共第21号管理協議会という漁業権を管理する各漁協、16漁協でございますが、そこからの要望書が出てきております。

内容は、先ほど水産振興課長のほうから申し上げましたとおり、覆砂を継続してやりたいと。要望の中には書いてございませんでしたけれども、県内産の砂がアサリにとっては非常に有効なので、県内産をぜひお願いしたいというふうな話でございます。

なぜこういったことになったかといいますと、平成19年、20年、4,000トンから5,000トンぐらいのアサリがとれておりましたけれども、平成22年度になりまして700トン台に漁獲が激減しております。いろんな原因はあるとは思いますが、平成12年のノリの不作があって、その後の緊急対策ということで大々的に覆砂事業をやっております。そういったものの効果が若干薄れてきたのかなというのと、あとまた環境の変化がいろいろあって落ちてきたというふうなことが考えられておりますけれども、こういったアサリの漁獲量の減ということを踏まえて、有明海の漁業者、特にアサリをとっているところを主体にそういった漁業者から要望が出てきたということでございます。

私どものほうから伝えました話としましては、県としては、有明海、八代海の再生を第一に考えたいと。ところが、アサリの激減、それと砂をとることは相反することになることかもしれませんが、最小限の必要な覆砂というのはやっていくべきだというふうなことで、この要望にはお答えをしているところでございます。

漁業者も、当然、有明海、八代海の再生というのは、強い思いを持ってこれまでも要望されております。県としても、同じ思いで臨んできているところでございます。

○鬼海洋一委員 先ほどちょっと申し上げましたように、この前の発言の内容を含めまして、漁業者の皆さん方が、我々がやっているこの事業に対して、本当に環境負荷の軽減をしていくということからやられているというふうな認識というのが本当にあっているんだろうかどうかということですが、まず、私の気持ちの中では少し違うんじゃないのという思いもあったものですから、あえて今そんなお話をいたしました。

これは、ぜひ部長にお願いしておきたいと思いますが、もう一回この原点に立ち返って、なぜこの事業が始まったのかと。実は、十数年前、その当時、全国的にこの海砂採取問題については議論になりました。非常に大きな注目を集めたことです。

例えば、その当時、瀬戸内海水域については、全部廃止しているんですね。最初、廃止するということまで各県は対応している状況のもとで、そういうものを勘案しながら、さっきお話があったように、業者の致命的な経営的な問題を起こすわけにはいかぬわけだから徐々に削減をしようということで、この5年間やってきたわけでありまして、そういう意味で、もう一回、各部内におかれましても、多少そういう思いの違いが出てきているのではないかというような思いもいたすわけ

ですから、私は、もう一回この原点に立ち返って、この採取に対する意見、意思の統一をお願いしたいというのが、まずお願いです。

それから、もう一つは、私もここでやめます。やめますが、いよいよ5年間で24年度で終了いたします。25年度以降の、この採取計画に対する取り組みが始まります。この辺の一つの何といいますかね、推移と計画といいますか、どういうぐあいにやられていこうとしているのか、最後にお尋ねをいたします。

○谷崎環境生活部長 今委員のほうからお話がありましたように、この海砂利の削減計画につきましては、平成12年、閉鎖的なこの有明海、八代海、我々にとっては宝の海でございますけれども、その海が非常に異変を生じた状況の中で、現地を委員の方々に確認していただき、そしてまた、その再生に向けて、何とかこれはしなきゃいけないという思いの中で、今回は削減計画が20年度策定されて、それから進めさせていただいている状況でございます。

これまでのそういった取り組みの経緯というものを、きちっと我々としては踏まえながら、今後の私どもの計画の中にも、その必要性は今後またお諮りいたしますけれども、ぜひ、そういう考え方、そういう熱い思いというのを我々としても反映していかなきゃいけないなという思いは、委員のほうからお話がありまして、そういうふうなことを再認識させていただいたところでございます。

冒頭に申し上げましたように、6月に私が答弁いたしました気持ちには変わりありませんし、また、その当時の思いに対して何とか応えたいということで、計画の策定状況につきましては、後ほど環境立県推進課長のほうから概略で御説明させていただきますけれども、必要性については、我々としても、これまでどおり特措法という海域環境の保全とそれから水産振興という観点、この均衡の中

で、予防的な措置としての計画を引き続き何らかの形でつくっていかなきゃいけないなという思いと、それから今申し上げましたように、議会からの熱い思いの中でのいただいた提言、これを踏まえてやっていかなきゃいけないという気がしております。

そういう中で、今関係課のほうで、これまでの計画の検証を行っております。そういう中で、課題となっている部分を踏まえながら、新たな計画の中で、先ほど言いましたように、どういった形で、その水産振興とそれから海域環境の保全の均衡を持っていくかということで、それについて今苦慮しておりますけれども、新たな計画を何とか提案できたらということなので作業を進めているところでございます。

立県課長のほうから何かありましたらお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今部長からお話を申し上げましたように、今、許認可の関係課、それから私ども環境担当課で検討しておりますし、関係局長の会議も開きながら検討を進めているところでございます。

部長からもお話し申し上げましたように、この計画というのは、そもそも平成12年のあの赤潮の被害に端を発した、この有明海、八代海の再生、それに取り組んでいく上での一つの取り組みでございます。

そういった認識を持って、私どもとしては、この検討の中心には、この有八特措法の目的、海域環境の保全、改善をどうやって図るか、それから、水産資源をふやして漁業振興をどうやって図るか、これが基本的な視点でございますので、先ほど覆砂事業の要望のお話もございました。これをどう取り扱っていくのかということも難しい問題だと思っておりますけれども、そういった視点をしっかり

と中心に据えて、今後も関係課で連携して、できるだけ早く御相談できるように検討を進めてまいります。

以上です。

○中村博生委員長 ほか。

○西岡勝成委員 今鬼海先生の質問、大体全般一緒で、疑問と不満は、今度の決定に関して、あります。ただ、有八の委員会ができてから、ずっと私は環境に所属していますけれども、矛盾を感じてきたんですね。片一方は、骨材をとられ、骨材が必要。新幹線の建設もありました。片一方じゃ、水産振興。要するに、それをバランスよくどうやってやっていくかということを考えながらやってきたんですね。

ただ、もう骨材が余り必要じゃなくなったなら、わざわざ産業支援課とかそういうところには置かぬで、もう水産振興課か、そっちに回すと、この砂をとって、こっちに移したら、どれだけ海の環境に影響があるのか、こっちに持ってきたら、どれだけアサリが再生できるのか、そういうのを含めて、水産の中でやれば良いと思うんです。もう骨材が要らないなら、わざわざ産業支援課に置く必要はないです。どうですかね、その辺。

やっぱり量もあるし、どれだけ——三角のほうでは、もう反対してとれないわけですからね。漁協がとらせないということは、それだけ海の環境に悪いと思ったから反対しよるわけですから、有明がどう思っているのか、それを全体的に考えてやっぱりやるべきだと思うんです。もう水産のほうでやったほうが筋道は通っていくような感じがするんですよ。どうですかね。今度、計画を新しくつくるでしょう。つくるときに、産業支援課が何でここにかかわってくるのか、わからぬもん、骨材が要らないなら。（「同感」と呼ぶ者あり）

○高口新産業振興局長 海砂利に関する砂利採取法の許認可を水産のほうに移してはという御提案かと思います。

組織的なものも関係してまいりますので、もともと私ども握っております砂利にしても、砕石にしても、骨材ということに関して言うと、土木の資材ですので、私どもが持っているべきかというのはもちろんございます。これはもう従前から庁内でも議論していることでございます。

また、今の御意見を踏まえて、少し、どうしたほうが一番よろしいのかということについては検討してまいりたいと思います。

○西岡勝成委員 平成25年度から新しく採取の計画をつくるなら、もうこの段階からいろいろ——私は矛盾を感じていた、ずっと前から。片一方では骨材、片一方では海の環境という、バランスをとりながら削減計画をやってきたんだけど、もう骨材が正直再生できるということであれば、これは水産振興に任せたいほうがいいです。局長、どう。

○鎌賀水産局長 水産の中では、先ほど鬼海委員がおっしゃいましたように、環境の面、あるいは水産振興の面、自己矛盾を抱えているような形で、一方ではアサリをふやしたい、一方では環境を守りたいという形でやってくるわけでございますけれども、削減計画、あるいは骨材の問題、どうするかという問題はまたさておきまして、水産の立場から申し上げさせていただきますと、何とか水産振興のための最小限の砂はとらせていただきたい。それも漁業者の願いでございますので、そういった方向で、この削減計画、来年度から改定する、あるいは見直す中で、意見としては今発言をしているところでございます。

○西岡勝成委員 やっぱりそのときに、この砂をどれだけとったらどれだけ環境負荷の影響が出てくるのかというのは、それは水産のほうが一番わかると思うんですよ。だから、ただこっちでアサリがふえたけんという、ならこっちが減っていいのかと。同じ海の中と考えればというような話もあるけれども、全然違う場所に持っていくわけですから、その理論は余り通じないと思うし、その辺をやっぱり考えられるのは、水産振興の立場からもう統一して考えるべきだと思いますので、その辺は要望ですけれども、今度の計画を含めて、庁内で……。

○谷崎環境生活部長 まとめにならないかもしれないかもしれませんが、今西岡委員のほうからおっしゃっているものについては、採取目的の問題だろうと思います。一応水産サイドのほうでは、覆砂用の採取については最小限何とか認めてもらいたいという思いがもちろんありますし、今西岡委員のほうからありましたように、それを採取して骨材に利用することはいかなものかという御意見だろうと思っております。

それで、新たな計画、これあたりもまた御説明いたしますけれども、その計画の中で、可能であれば、そういう採取目的の部分についても、我々としては、これまでの状況を踏まえ、検証した上で、再度そういった意味での御提案をさせていただきたいと思っておりますので、今の御意見については御要望ということでございますが、受けとめさせていただきませぬ。よろしくお願ひします。

○高野洋介委員 確認なんですけれども、海砂利が建設資材でゼロになるということは私は考えられないんですけれども、先ほどの議論を聞いていると、水産に全部回せという議論は、私は少し乱暴な気もいたしますような気もしますけれども、土木の方々にお伺いし

ますけれども、海砂利はコンクリートとかいろいろなものには多分使われていると思いますけれども、新幹線の事業がなくなったからといってゼロになることではないと私は認識しておりますけれども、県の執行部の認識をお尋ねします。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

昨年、産業支援課のほうで骨材の実態調査をいたしました。その中で、いわゆる建設資材の材料となっている骨材ですけれども、大体平成22年度で、全体で必要量が約100万トンということですが、それが全部骨材が使われているわけですが、それは個別に申し上げますと、県外海砂、おか砂と海砂が大体半々ぐらい。海砂の内訳といいますと、その8割ぐらいが、大体いわゆる県外産、主に長崎県あるいは佐賀県沖から仕入れるということでございます。

ちなみに、県内産のほうは、全体の大体5%ということですが、量はそんなに多くないんですけれども、実態としては、海砂がいわゆる建設資材として重要な役割を占めているということは事実でございます。

○高野洋介委員 そういった面も踏まえて、きちんと県として考えていかないと、そっち方面ばかり行ってしまうと、私は、反面影響があるところも多々出てくると思っておりますので、そこら辺は産業支援課が窓口になるのであれば、私は、そこら辺まできちんとこういう特別委員会の方に説明をしながらしないと、これで私が言わなかった場合には、水産課が全部仕切るような形になると、非常に建設関係も困ると思っておりますので、そこは一回しっかり今後答弁のときには気をつけながら、土木が必要なときには土木の人が手を挙げて、そうじゃありませんよということもはっきり言わないと、いろいろと影響があります

ので、そこは今後やっていただきたいと思っております。

以上です。

○城下広作委員 いろんな論議を聞いてて、大事なものは、有明海再生で譲れないものと譲れるものという基軸がしっかりしないと、あれは要る、これは使うというんだったら、有明海再生というもともとで、何を守るのが大事、何をどう規制するのが大事という軸がぶれると、あっちに欲しい、こっちに欲しいとなりますから、有明海再生を求めるといっているのであれば、何と何は規制をしていかなきゃいけないということをしっかり確実にぶれずに決めないと、覆砂に要る、骨材に要るという形で、堂々めぐりになりますよ、これは。

だから、有明海再生に対しては、これとこれは絶対譲れないということをはっきりした形で県がそのことを持つておかないと、何かもう一つ一つこれも欲しいこうしてくださいと言え全部ぶれてしまうから、これの基準をしっかり確認する、これが一番大事だと思います。

だから、先ほど部長が言われたように、そのことを踏まえて今後検討し、この部分で、覆砂だったら、覆砂といいますか、最終的に有明海の中で砂をとるんだったら、幾らまではとれるけどそれ以上さわったらもっと環境がおかしくなると言えば、それは幾らだという数字を決める。それが幾らかはわかりません。今から論議すればいいことですから。

だから、そういう部分で、何も欲しいかにも欲しいというのがいっぱい出てくると思っています。やっぱりしっかりとそういうことの基軸を持っていただきたい。そこから論議をするしか、これは結果的にずっとお互いの言い分があるから難しいと思いますよ。

○山口ゆたか委員 私も、有明海、八代海の再生に向けて、質問も2度ほどさせていただ

いているんですけども、今城下先生が言われた軸というのが、やっぱり皆さんといつも詰めるわけですよ。どういう海域環境が我々が望むものなのか、そしてどういう保全を施しながらそういった海域環境をつくっていくのか、これはもう永遠の課題であるというふうにも思っております。

そういった中で、今後、有明海の再生、保全、そういったものに向けた一つの策として、海砂利の採取も掲げてあるわけですけども、ひとつ委員長にもお願いしたいんですが、ちょっと記憶が定かではありませんが、最近の新聞報道で、貧酸素水塊が、有明海の熊本県側じゃありませんけれども、確認されたなどという報道がありまして、今の有明海、八代海の状況がどうなっているかという情報提供も、やはりこういった委員会の場で必要ではないかというふうに感じておりますので、そういったところも委員長御配慮いただいで、準備いただければと要望しておきます。

○岩中伸司委員 関連で。

ちょっと不思議だなと思うことで、さっき説明をいただきましたが、この海砂利採取の業者というのは、最初からこの環境なんて無視して利益ばかり求めていく業者ばかりかなというのを感じるんですね。

先ほどの説明の中の最後の許認可後の対応ということで、特別監視体制、こんなことをしなくちゃならぬような、そういうところにこの許認可をおろして事業をさせていくのは、本当、この県民目線からいけば常識で考えられないことですけども、この辺はどうなっていますかね。

○奥菌産業支援課長 今回の許認可につきましては、いろいろな経緯がございまして、もう二度と不祥事させない、こういう違反行為があってはならないということが最低限度の

前提だということでございまして、我々も、許認可、3課ございます。河川課と水産振興課、それから私ども産業支援課でございます。ここが、どうしたらそれを防止できるかということ徹底的に議論いたしまして、現在、機械の監視というようなことも取り入れて、それを徹底するというところでやらせていただいております。

確かに、先生がおっしゃるように、そもそもおかしいんじゃないかという御疑念もあるかと思えますけれども、それ以上に、これ以上の違反行為をさせないということを前に出した結果ということで御理解いただきたいと思えます。

○岩中伸司委員 しっかり、これまで非常に法に違反して、もうでたらめな採取の仕方をやってきた、それを前提とするような——今課長の説明はわかるんですね。そういうことがあっちゃいかぬので監視体制をしっかりすると。それを前提として業者がそのまま仕事を進めていくということに、非常に、疑問以前の問題として、この世の中どうなっとなるのかなど。一番根本なところだと思うんですね。そんな体制を県としてしかなければならない業者ばかり大体いるんですか。まともな人はいないんですかね、海砂利採取は。

○奥菌産業支援課長 海砂利は、使われれば、先生がおっしゃるように骨材として使われます。今回、残念ながら被害が出ましたけれども、その河川を守る堤防をつくるのもコンクリートでございます。その資材として有効活用しております。

さらに申しますと、八代海では、漁民と共生と申しましょうか、だんだんだんだん干潟でございまして、漁港まで行くのに底がつかえるというような状況になります。そのときに、やはり作濤といって航路をつくると。そういうことにつきましても、そういう形で漁

民の方と共生をしながら地道に商売をされている、そういう業者もありますので、決してそういうような御認識じゃないようお願いをしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○岩中伸司委員 今課長の説明のようなですね、私は、やっぱり良識的な業者に任せないと。例えば、この特別監視体制には、これは幾らぐらいたった財政が要るんですか、これは。いろんな装置をつけるというのは、もともとこういうのはあるんですか。機械監視、人的監視。

○林河川課長 今回、特別監視体制ということで、監視カメラ、それと携帯のGPS装置をするようにしております。監視カメラにつきましては、2台、合計で100万円、GPSにつきましては、3万5,000円程度という状況でございます。

○早田順一委員 条件違反をしたら、また取り消し処分ということになりますけれども、ちょっと確認なんですけれども、ただ単なる取り消し処分なんですか。それとも、半永久的にもう取り消しするんだという……。

○中村博生委員長 これは奥菌課長でいいんですか。

○奥菌産業支援課長 もうここに至りますと、もうこれが最後の最後だというような認識しております。済みません、私どもが所管しております砂利採取法上で申し上げれば、これは羈束行為でございますので、もしあった場合は、2年間で最長でございます。その後、再度、業の登録ということで言ってこれれば、これは羈束行為でございますので認めざるを得ません。ただ、県の許認可の仕方といたしましては、私どもではなくて河川課

もおられますので、そういった全体の中で、こういう、もうこれが最後ですというようなことは担保できるというふうに思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○早田順一委員 しかし、2年間の最長のペナルティーをクリアすれば、違法じゃないわけですね。だから、許可はできるわけですね。法的にできるけれども、県としてはしない……。

○奥菌産業支援課長 要するに、私どもの許認可の中で申しますと、まず、これは私有地ではございませんので、公の砂をとるということでございますので、河川課のほうで、その公の砂をとることはできないということ言えば、それを前提として私どもは許認可をおろさないということは可能になります。さらに申しますと、海砂利の方針でございます、ここでとらないという大方針を決めていただければ、それはとらないというような話になろうかと思えます。

○早田順一委員 確認ですけれども、3度目はもうないということですね。

○奥菌産業支援課長 はい、さようでございます。

○高木健次委員 私も関連しますけれども、大変、この再許認可といいますか、22年、24年、2カ月して許可をおろしたということは非常に甘いという感じがいたしますけれども、先ほど岩中先生も言われたとおり、この特別監視体制に本当に人的あるいは金銭的に余分な金がかかるということで、全く無駄な支出等じゃないかなという感じがいたしますが、ちょっと整理するために、天祐海運がとり過ぎた分の量と、それに対する不当利得権、それと過料、これは幾らずつなんです

か。ちょっと金額を教えてください。金額と分量。

○林河川課長 河川課でございます。

河川課が行いました処分といたしましては、2つございます。一般海域管理条例に基づきます過料処分、それと民法によります不当利得返還金請求と2つございます。

○中村博生委員長 声が小さいみたい。

○林河川課長 まず、不当利得返還金につきましては、徴収を免れた額、これは約3,700万円ございます。これに支払いが完了するまでの利息を加えた額ということになります。

それから、過料につきましては、県の情報公開条例に規定されております不開示情報に当たりますので、これについては公表は控えさせていただきます。

返還状況につきましては、県のほうでも早急な納入指導というものを行っております、22年度から、不当利得金については、毎月計25回にわたりまして一部の納付が継続的に行われております。

それから、過料につきましても、今回一部納付が行われております。具体的な金額につきましては、個人情報に係る問題になりますので、公表については控えさせていただきたいと思えます。

○高木健次委員 3,700万ほかいろいろあるということですが、大体、ちょっと私が耳にしたところでは1億ぐらい、合わせれば以上あるんじゃないかなという話も聞いていますけれども、24年度分に限りは承認、分納がということですがけれども、25年度以降ですよ、どういう計画を立てておられるのか。毎月幾らという決め方になるのかなと思えますけれども、おおよそ県が把握しているすべての金額の総額を払い終わるのに何年かかるん

ですか、大体。

○林河川課長 現在いただいております分納計画につきましては、先ほど申し上げましたように、24年度分に限り承認しているという状況でございます。今詳細な分納計画の内容につきましては、これは個人情報に当たりますので公表は差し控えさせていただきますけれども、おおむね5カ年間を目途に返還するという計画ではございます。

○高木健次委員 なかなかはっきりしたあれが出てきませんから判断しにくいんですけども、一番最後に、監視体制をやって、いろいろな違法採取、支払い滞納などで見つかったときには、もう許認可取り消し処分と、大変強い何か言葉が出てきて、いいように感じますけれども、じゃあここで、もう1つでもちょっと支払いがおくれたら処分を取り消しでしょう。取り消しですよ、許認可を。取り消した後は、1億以上あるお金はもう取れないということですよ。そういう認識でいいんですかね。

○林河川課長 県といたしましては、今回の許認可に当たりましては、3度目の違法採取は許さないという覚悟で臨んでおります。違法採取を行った場合には、先ほどから話がありますように、永久措置を行うということを相手方にも通告しております。

具体には、分納計画と、まず許認可を、これを取り消します。期限を切って、過料、それから不当利得返還金の一括請求ということを行うこととなります。期限内に納付がないということになれば、過料については、国税徴収法の例によって、差し押さえ、競売、いわゆる強制執行を行うということになります。

○高木健次委員 そういう場合には、強制執

行という形になると思いますけれども、今までほかの分野のあれを見ても、そういう形で裁判とかやっても、なかなか払えないものは払えないという形で、少しでも払ったらそれでよしとするという形式が多いんですね、今までやり方が、対応が。ですから、非常にその辺は、やっぱり県の行政、皆さんがしっかりと考えていかないと、滞納はあれとして、今度は全然取れないというほうにつながって県の財政にも非常に大きな影響を与えますから、しっかり考えとってください。

それと最後に、監視体制が厳しいというふうになりますけれども、県外へ流出、これは熊本県の漁業振興ということには全くつながらないんじゃないかなというふうに思います。これも監視体制でやるというようなことでしょうけれども、県外への流出等は特にしっかりと監視をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○早川英明委員 今それぞれの先生方の意見を聞いていますと、結局、これはもう許可をして採取をさせぬなら金は取れぬということですたいね、早い話が。どうですか。

○林河川課長 収益がないと、当然返還もできませんので、そういう形にはなるかとは思いますが。

○早川英明委員 はい、よかです。

○中村博生委員長 いろいろ委員の皆さん方から御発言いただきました。

許認可については、本当にそれぞれ同じ思いだろうと思っております。そういった中で、するほうは、要件が満たせば許可をしないといけないという部分もございますし、いろんな複雑な思いといたしますか、あったろうかと思いますが、いろいろ出ました。

特別監視、ここまでせなにかということ、これは皆さん方の気持ちのあらわれだろうと思います。今後させないためにも、こういった体制をするのも、異常じゃありますけれども、しなきゃならぬ。これはやっぱり委員の皆さん方は御理解いただきたいと思えますし、次期計画も今策定中ということでございます。

先ほどもお話ありました。水産だけにとにか、工業骨材とかは土木の方がおられるのはそういったこともあろうし、県内でどういった今の状況下もわかりませんけれども、いろんな情報を取り寄せておられると思います。そういった中で新たな計画ができていくものと思っておりますので、有明海、八代海の環境を守るためにも、よりよい計画が私はできてくるのであろうと、皆さん方は期待をされておられると思います。

そういった中で、いろんな情報もそれぞれの委員会にも流していただいて、委員会として、よりよい次期計画になるように万全な体制でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この件については、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは次に、地球温暖化対策に関する件及び関連報告の熊本県総合エネルギー計画について質疑を行います。何かありますか。

○東充美委員 JR豊肥線のところですから、これは公共交通機関かな。

53ページの部分の空港ライナーの件ですけれども、先ほど説明がありましたけれども、1日45便のジャンボタクシーで、1日平均大体110から130名で、確実にふえていると言われたけれども、余りふえてはいないと思うんですけれども、45便ということは、往復合わせれば90になるんですか。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。

45便の内訳でございますが、肥後大津駅から阿蘇くまもと空港へ向かいます便が23便、それから、逆にくまもと空港から肥後大津駅へ向かう便が22便ということで、合計の45便でございます。

○東充美委員 往復45便ですね。

○小原交通政策課審議員 往復ということと言いますと、22.5往復といたしますか、そういう形になります。

○東充美委員 これは何といたしますか、利便性があるということと、地球温暖化のために公共交通機関を使いましょうというイメージの中に載っているんですけども、これは万が一のときには、便の中で一番少ないときは1人とかゼロとかもあるんですか。

○小原交通政策課審議員 はい。少ないときにはそういう便もございます。

○東充美委員 あるということは、結局空で走らせるということになると、温暖化には逆行するのかな。

○小原交通政策課審議員 そういう便があれば、確かに、二酸化炭素の排出量という観点からは、さほどの効果はないということにはなるかと思えます。ただ、現実問題といたしまして、例えば早朝の便は、熊本空港発の利用者の方のために肥後大津駅から空港まで向かいまして、帰りはまだ飛行機からおりてくるお客様がいらっしゃる時間帯なものですから、そういう場合には回送という形で駅まで戻ってくるということもございます。そういったことも含めまして、ざっとですけ

れども、二酸化炭素の排出量をはじいております、そういう空で走る回送の分も含めて。それによりますと、大体20%ぐらいのCO₂の削減になっているんじゃないかというふうには考えております。

○東充美委員 苦しい答弁だったと思うんだけれども、空の場合が結構あるとちょっと聞いたものですから。

それと、結局、これは費用対効果という形があるけれども、これは2,400万ぐらい、これは県が出していると。全体的には、どこどこが、まだ出しているところがあると思うんですけれども……。

○小原交通政策課審議員 51ページに、予算額、右のほうに欄がございますが、豊肥本線を活用した空港ライナー運行事業、これが2,440万でございます。これは県が負担している金額でございます、今年度は、任意の組織をつくりまして、そこに県が負担金を負担するという形で運営をしております。県のほかには、空港ビルディング、それから大津町、それから空港環境整備協会のほうからの負担金もいただいております。

○東充美委員 というと、総額では……。

○小原交通政策課審議員 運行委託費としましては、3,150万円でございます。

○東充美委員 3,150万も使って空もあるということですね。これはちょっとPRを考えないと、ちょっとおかしいというか、地球温暖化にも逆行するし、費用対効果としても、3,000万も打ち込むということであれば、少しあれせぬともったいないような感じがしますけれども、ちょっと何かPR効果を考えてほしいと思うんですけれども……。

○小原交通政策課審議員 PRにつきましては、これまでもさまざまにやってはきておりますが、例えば地元の情報誌のほうに出すとか、それから、JRさんの協力も得まして、JRの熊本支社が出しております時刻表には空港ライナーがありますという案内をしていただいております、例えば、名古屋のほうの空港にもほかの空港にも空港ライナーのリーフレットを置かせていただいたりとか、全国的な時刻表の中にも空港へのアクセスの手段の一つとして掲載させていただいたりとか、さまざまなことをやっておりますし、地元の人の利用というものも広がっていかないとけませんので、各自治体の広報誌ですとかにも載せていただいているところでございます。

○東充美委員 せっかくストップ温暖化ですから、そこを考えておかないと、費用はかかるわ、CO₂は出すわで、せっかくの事業として、まともにこれに載せてある以上は、そこを考えてほしいと思います。

以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 なければ、その他として何かありませんか。

それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

付託調査事件につきましては、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

これもちまして、第8回環境対策特別委

員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

環境対策特別委員会委員長